

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待とは、保護者が子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指し、法律では4種類に分類しています。

○身体的虐待・・・子どもの身体に暴行などで外傷を与えること。

○性的虐待・・・子どもにわいせつな行為をすること・させること。

○ネグレクト・・・保護者が子どもの世話をせずに長時間放置したり、適切な世話をしないこと

○心理的虐待・・・子どもの心を傷つけるような暴言を言ったり、無視すること。

家族への暴力や暴言を子どもに見聞きさせること。

子どもは、虐待を受けていても自分から助けを求めることができないことが多いです。ちょっとした気づきで子どもを虐待から救えます。

次のような状況は、子どもからのSOSの場合があります。

□不潔でにおいがする。 □身体に不自然な外傷・あざ・やけどなどがある。

□表情が乏しい、笑わない。 □病気ではないのに極端にやせている。

□他の人に身体を触られることを極端に怖がる □不自然な時間に外にいることが多い。

親も子育ての不安を抱えています。次の状況は保護者からのSOSの場合があります。

□大声で怒鳴ったり叱ることがあり、たたく音や叫び声が聞こえる。

□地域や親族との交流が少なく、孤立している。

□子どもがケガをしたり、病気になっても医者には診せようとししない。

□先生、保育士、他の親等との接触を避ける。

自分自身が虐待してしまいそうなとき、虐待を受けているかもしれない子どもを発見したときは、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、もしくは下記まで相談ください。

問合せ先・相談先

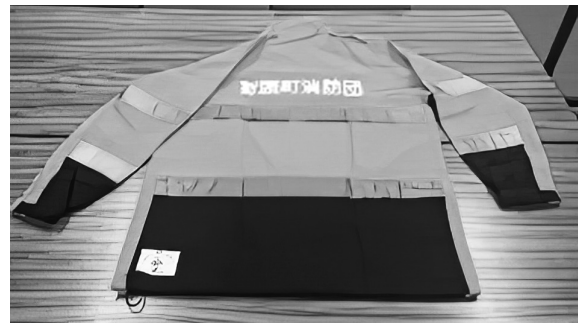
福祉事務所

☎75-4102

宝くじの助成金で消防団に 雨衣を購入しました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、安全な地域づくりと共生のまちづくり等に対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業が行われています。

本町では、この助成事業を活用し、消防団員用雨衣66着を購入しました。これにより、消防団員の出勤時の安全確保が改善されることとなりました。今後、消防団活動に活用していきます。



担当 役場総務課 平尾

☎75-4111